

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、280 万株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(株式取扱規程)

第 9 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(届 出)

第 10 条 株主、質権者又はその法定代理人は、氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出るものとする。

2. 前項に掲げる者が外国に住所を有するときは、日本国内に仮住所、又は代理人を定め、当会社に届け出るものとする。
3. 前 2 項の事項に変更を生じた場合も、同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。

2. 臨時株主総会は、必要のある場合に隨時これを招集する。
3. 株主総会の招集通知は、会日の 1 週間前までに各株主に書面をもって発する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集者及び議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。